

毎週火・金曜日発行

# 秋田県公報

## 目次

規 則	ページ
地方独立行政法人法施行細則(五・総務課)	1
政治倫理の確立のための秋田県知事の資産等の公開に関する条例施行規則の一部を改正する規則(六・秘書課)	3
単純労務の職員の給与の基準を定める規則の一部を改正する規則(七・人事課)	3
議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則(八・人事課)	3
秋田県総合保健センター条例施行規則の一部を改正する規則(九・健康対策課)	3
秋田県環境影響評価条例施行規則の一部を改正する規則(一〇・環境政策課)	4
秋田県リサイクル製品の認定及び利用の推進に関する条例施行規則(一一・環境あきたアクションチーム)	4
食品衛生法施行細則等の一部を改正する規則(一二・生活衛生課)	7
秋田県小規模水道条例施行規則の一部を改正する規則(一三・生活衛生課)	7
秋田県営自然公園施設管理規則の一部を改正する規則(一四・自然保護課)	8
秋田県の景観を守る条例施行規則の一部を改正する規則(一五・自然保護課)	8
秋田県高度技術研究所条例施行規則の一部を改正する規則(一六・商工業振興課)	8
秋田県職場適応訓練委託規則の一部を改正する規則(一七・雇用対策室)	8
秋田県港湾施設管理条例施行規則の一部を改正する規則(一八・港湾空港課)	9
訓 令	
秋田県地方労働委員会事務局処務規程の一部を改正する訓令(一・地方労働委員会事務局審査課)	10

公 告	10
公の施設における指定管理者の募集(港湾空港課)	
議会告示	
政治倫理の確立のための秋田県議会議員の資産等の公開に関する規程の一部を改正する規程(二・議会事務局総務課)	11

## 規 則

地方独立行政法人法施行細則をここに公布する。

平成十六年三月二十六日

秋田県知事 寺 田 典 城

### 秋田県規則第五号

#### (趣旨)

第一条 地方独立行政法人法(平成十五年法律第百十八号。以下「法」という。)の施行については、地方独立行政法人法施行令(平成十五年政令第四百八十六号)、地方独立行政法人法施行規則(平成十六年総務省令第五十一号)及び地方独立行政法人法施行条例(平成十五年秋田県条例第七十六号)に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

#### (業務方法書の記載事項)

第二条 法第二十二條第二項の規則で定める業務方法書に記載すべき事項は、次のとおりとする。

一 地方独立行政法人(以下「法人」という。)の定款に規定する業務に関する事項

二 業務委託の基準

三 競争入札その他契約に関する基本的な事項

四 その他法人の業務の執行に関して必要な事項

#### (中期計画の認可の申請)

第三条 法人は、法第二十六條第一項の規定により中期計画の認可を受けようとするときは、中期計画を記載した申請書を、当該中期計画の最初の事業年度開始の日の三十日前までに(法人の成立後最初の中期計画については、法人の成立後遅滞なく)、知事に提出しなければならない。

2 法人は、法第二十六條第一項後段の規定により中期計画の変更の認可を受けようとするときは、変更しようとする事項及びその理由を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

(中期計画に記載する業務運営に関する事項)

第四条 法第二十六条第二項第七号の規則で定める業務運営に関する事項は、次のとおりとする。

- 一 施設及び設備に関する計画
- 二 人事に関する計画

三 法第四十条第四項の規定により業務の財源に充てることができる積立金の処分に関する計画

四 その他法人の業務運営に関し必要な事項

(年度計画の記載事項等)

第五条 年度計画には、中期計画に定めた事項に関し、当該事業年度において実施すべき事項を記載しなければならない。

2 法人は、年度計画を変更したときは、法第二十七条第一項後段の規定により、変更した事項及びその理由を記載した届出書を知事に提出しなければならない。

(各事業年度に係る業務の実績報告)

第六条 法人は、法第二十八条第一項の規定により各事業年度における業務の実績について秋田県地方独立行政法人評価委員会(以下「委員会」という。)の評価を受けようとするときは、年度計画に定めた事項ごとにその実績を明らかにした報告書を、当該事業年度の終了後三月以内に委員会に提出しなければならない。

(中期目標に係る事業報告書の記載事項)

第七条 法第二十九条第一項の事業報告書においては、法第二十五条第二項の規定により中期目標に定められた事項ごとにその実績を明らかにしなければならない。

(中期目標に係る業務の実績報告)

第八条 法人は、法第三十条第一項の規定により中期目標の期間における業務の実績について委員会の評価を受けようとするときは、当該中期目標に定められた事項ごとにその実績を明らかにした報告書を、当該中期目標の終了後三月以内に委員会に提出しなければならない。

(財務諸表)

第九条 法第三十四条第一項の規則で定める書類は、キャッシュ・フロー計算書及び行政サービス実施コスト計算書とする。

(財務諸表等の閲覧期間)

第十条 法第三十四条第四項の規則で定める期間は、五年とする。

(積立金の処分に係る承認の手続)

第十一条 法人は、中期目標の期間の最後の事業年度(以下「期間最後の事業年度」という。)に係る法第四十条第一項又は第二項の規定による整理を行った後、同条

第一項の規定による積立金がある場合において、その額に相当する金額の全部又は

一部を同条第四項の規定により当該中期目標の期間の次の中期目標の期間における業務の財源に充てようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出し、当該次の中期目標の期間の最初の事業年度の六月三十日までに、当該規定による承認を受けなければならない。

- 一 承認を受けようとする金額
- 二 前号の金額を財源に充てようとする業務の内容

2 前項の申請書には、当該期間最後の事業年度の事業年度末の貸借対照表及び当該期間最後の事業年度の損益計算書を添付しなければならない。

(納付金の納付の手続)

第十二条 法人は、法第四十条第六項に規定する残余があるときは、同項の規定による納付金の計算書に、当該期間最後の事業年度の事業年度末の貸借対照表、当該期間最後の事業年度の損益計算書その他の当該納付金の計算の基礎を明らかにした書類を添付して、当該期間最後の事業年度の次の事業年度の六月三十日までに、これを知事に提出しなければならない。ただし、前条第一項の申請書を提出したときは、これに添付した同条第二項に規定する書類を重ねて提出することを要しない。

(納付金の納付期限)

第十三条 前条の納付金は、期間最後の事業年度の次の事業年度の七月十日までに納付しなければならない。

(短期借入金金の認可の申請)

第十四条 法人は、法第四十一条ただし書の規定により短期借入金金の認可を受けようとするとき又は同条第二項ただし書の規定により短期借入金金の借換えの認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

- 一 借入れを必要とする理由
- 二 借入金金額
- 三 借入先
- 四 借入金の利率
- 五 借入金の償還の方法及び期限
- 六 利息の支払の方法及び期限
- 七 その他知事が必要と認める事項

(重要な財産の処分等の認可の申請)

第十五条 法人は、法第四十四条第一項の規定により重要な財産を譲渡し、又は担保に供すること(以下「処分等」という。)について認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

一 処分等に係る財産の内容及び予定価格(適正な対価を得てする売払い以外の方

法により処分等を行う場合にあっては、その適正な見積価額)

二 処分等の条件

三 処分等の方法

四 法人の業務運営上支障がない旨及びその理由

附 則

この規則は、平成十六年四月一日から施行する。

政治倫理の確立のための秋田県知事の資産等の公開に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十六年三月二十六日

秋田県規則第六号

秋田県知事 寺田典城

政治倫理の確立のための秋田県知事の資産等の公開に関する条例施行規則の一部を改正する規則

政治倫理の確立のための秋田県知事の資産等の公開に関する条例施行規則(平成七年秋田県規則第六十八号)の一部を次のように改正する。

第三条第三項中「商品先物取引」を「先物取引」に改める。

様式第三号中「取引先索引」を「先物取引」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

単純労務の職員の給与の基準を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十六年三月二十六日

秋田県規則第七号

秋田県知事 寺田典城

単純労務の職員の給与の基準を定める規則の一部を改正する規則

単純労務の職員の給与の基準を定める規則(昭和三十三年秋田県規則第六十六号)の一部を次のように改正する。

第二十条中「地方公営企業労働関係法」を「地方公営企業等の労働関係に関する法律」に改める。

附 則

この規則は、平成十六年四月一日から施行する。

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改

正する規則をここに公布する。

平成十六年三月二十六日

秋田県規則第八号

秋田県知事 寺田典城

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則(昭和四十三年秋田県規則第十八号)の一部を次のように改正する。

第二条の二を第二条の四とし、第二条の次に次の二条を加える。

(公務上の災害の範囲)

第二条の二 公務上の災害の範囲は、公務に起因する負傷、障害及び死亡並びに地方公務員災害補償法施行規則(昭和四十二年自治省令第二十七号)別表第一に掲げる疾病とする。

(通勤による災害の範囲)

第二条の三 通勤による災害の範囲は、通勤に起因する負傷、障害及び死亡並びに次に掲げる疾病とする。

一 通勤による負傷に起因する疾病

二 前号に掲げるもののほか、通勤に起因することが明らかな疾病

附則第六項第二号中、「(昭和四十二年自治省令第二十七号)」を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

秋田県総合保健センター条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十六年三月二十六日

秋田県規則第九号

秋田県知事 寺田典城

秋田県総合保健センター条例施行規則の一部を改正する規則

秋田県総合保健センター条例施行規則(昭和六十一年秋田県規則第三十八号)の一部を次のように改正する。

16111用録写機	式	冊	分	冊	分	冊	分	冊	分
スライド用	式	冊	分	冊	分	冊	分	冊	分

別記様式中

オーバーヘッド プロジェクター		時 時	分から 分まで	
ビデオデッキ		時 時	分から 分まで	
金びょうぶ	双	時 時	分から 分まで	
その他の設備		機 いす メイク	脚 脚 個	
計				

を

16ミリ用映写機	式	時 時	分から 分まで	円
スライド用 映写機		時 時	分から 分まで	
オーバーヘッド プロジェクター		時 時	分から 分まで	
ビデオ プロジェクター		時 時	分から 分まで	
ビデオデッキ		時 時	分から 分まで	
金びょうぶ	双	時 時	分から 分まで	
その他の設備		機 いす メイク	脚 脚 個	
計				

に改め、同様式

(注)1 中「記入しないこと」と「記入しないでください」に改め、同様式の注2中

「すること」を「してください」に改める。

附 則

この規則は、平成十六年四月一日から施行する。

秋田県環境影響評価条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十六年三月二十六日

秋田県知事 寺 田 典 城

秋田県規則第十号

秋田県環境影響評価条例施行規則の一部を改正する規則

秋田県環境影響評価条例施行規則（平成十二年秋田県規則第百六号）の一部を次のように改正する。

別表第四の十一の項中二を削り、ホをニとし、ヘをホとする。

附 則

この規則は、平成十六年四月一日から施行する。

秋田県リサイクル製品の認定及び利用の推進に関する条例施行規則をここに公布する。

平成十六年三月二十六日

秋田県知事 寺 田 典 城

秋田県規則第十一号

秋田県リサイクル製品の認定及び利用の推進に関する条例施行規則

（趣旨）

第一条 この規則は、秋田県リサイクル製品の認定及び利用の推進に関する条例（平成十六年秋田県条例第四十四号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（県外で発生する循環資源等を原材料とすることができる場合）

第二条 条例第六条第一項第二号の規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 リサイクル製品の原材料となる循環資源が県内で発生せず、又は発生するがその量が安定しない場合

二 リサイクル製品の原材料となる半製品等（県内で発生する循環資源を原材料とするものに限る。次号において同じ。）が県内で供給されず、又は供給されるがその量が安定しない場合

三 前二号に掲げるもののほか、県内で発生する循環資源又は県内で供給される半製品等を原材料とすることが合理的でないと知事が認める場合（認定の申請等）

第三条 条例第六条第二項の規定による認定の申請及び条例第七条第一項の規定による認定の更新の申請は、知事が別に定める期間内に行わなければならない。

2 条例第六条第二項（条例第七条第二項において準用する場合を含む。）の規則で定める書類は、次に掲げる書類とする。

- 一 リサイクル製品の製造又は加工の工程の概要図及び当該リサイクル製品を製造し、又は加工する工場又は事業場の平面図
  - 二 リサイクル製品の原材料が半製品等（認定リサイクル製品であるものを除く。）である場合は、当該半製品等の製造又は加工の工程の概要図及び当該半製品等を製造し、又は加工する工場又は事業場の平面図
  - 三 県外で発生する循環資源等を原材料とする場合は、循環資源の発生の状況等を証する書類
- 3 条例第六条第二項第四号の規則で定める事項は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める事項とする。
- 一 原材料が循環資源である場合 当該循環資源の種類、性状及び数量並びに発生した場所
  - 二 原材料が半製品等（認定リサイクル製品であるものに限る。）である場合 その旨
  - 三 原材料が半製品等（認定リサイクル製品であるものを除く。）である場合 当該半製品等の種類、性状及び数量、当該半製品等の原材料である循環資源の種類、性状及び数量並びに発生した場所、当該半製品等を製造し又は加工する工場又は事業場の所在地並びに当該半製品等の製造又は加工の方法
- 4 条例第六条第二項第七号の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。
- 一 リサイクル製品の寸法及び重量
  - 二 リサイクル製品の製造、加工又は販売の実績又は計画
  - 三 リサイクル製品の価格
  - 四 リサイクル製品が法令等に基づく規格に適合することについての認定等を受けている場合は、当該規格の種類及び内容
  - 五 その他参考となるべき事項
- （認定リサイクル製品の表示）
- 第四条 条例第八条第一項の規定による表示は、知事が別に定める図形又は文字を用いることにより行わなければならない。
- 2 前項に定めるもののほか、同項の表示に関し必要な事項は、知事が別に定める。
- （変更等の届出）
- 第五条 条例第九条の規定による届出は、認定リサイクル製品に係る事項の変更があった日又は認定リサイクル製品の製造等を廃止した日から起算して三十日以内に

しなければならない。

2 条例第九条第二号の規則で定める事項は、第三条第三項第一号及び第三号並びに同条第四項第一号に掲げる事項とする。

（身分証明書）

第六条 条例第十七条第二項に規定する身分を示す証明書の様式は、別記様式のとおりとする。

附 則

この規則は、平成十六年四月一日から施行する。

別記様式 身分証明書(第6条関係)

表

9 センチ メートル	<div style="text-align: right; margin-bottom: 10px;">第 号</div> <div style="text-align: center; margin-bottom: 20px;">身分証明書</div> <div style="text-align: right; margin-bottom: 10px;">所 属 職氏名</div> <div style="text-align: right; margin-bottom: 10px;">年 月 日生</div> <p>上記の者は、秋田県リサイクル製品の認定及び利用の推進に関する条例第17条第1項の規定により立入検査 をすることができる職員であることを証明する。</p> <div style="text-align: center; margin-bottom: 10px;">年 月 日交付</div> <div style="text-align: right; margin-bottom: 10px;">秋田県知事 <span style="float: right;">印</span></div>
	9センチメートル

裏

秋田県リサイクル製品の認定及び利用の推進に関する条例抜粋

( 報告徴収及び立入検査 )

第17条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、認定事業者若しくは認定事業者に循環資源若しくは半製品等を供給し、若しくは供給しようとする者(以下この項において「認定事業者等」という。)に対し、その業務に関し報告をさせ、又はその職員に、認定事業者等の事務所、工場、事業場若しくは倉庫に立ち入り、その業務の状況若しくは設備、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

食品衛生法施行細則等の一部を改正する規則をここに公布する。  
平成十六年三月二十六日

秋田県知事 寺 田 典 城

秋田県規則第十二号

食品衛生法施行細則等の一部を改正する規則

(食品衛生法施行細則の一部改正)

第一条 食品衛生法施行細則(昭和三十三年秋田県規則第七号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項の表第一号中「第十九条の十七第八項」を「第四十八条第八項」に改め、同表第二号中「第二十一条第一項」を「第五十二条第一項」に改め、同表第三号中「第二十一条の二第二項」を「第五十三条第二項」に改め、同表第四号中「第一条の三第二項」を「第五条第二項」に改め、同表第五号及び第六号中「第二十一条」を「第七十一条」に改め、同表第三項を削る。

第四条中「第五条第一項ただし書」を「第九条第一項ただし書」に改める。

第五条中「指定する」を「登録を受けた」に改める。

第八条第一項中「第二十一条第一項」を「第五十二条第一項」に改める。  
様式第一号中「第19条の17第8項」を「第48条第8項」に、「第4条の2」を「第13条」に、「第19条の17第6項各号」を「第48条第6項各号」に改める。

様式第二号中「電話」を「電話番号」に、「第21条第1項」を「第52条第1項」に、「電話」を「電話番号」に、「第21条第2項第1号」を「第52条第2項第1号」に改める。  
様式第三号中「第21条の2第2項」を「第53条第2項」に改める。  
様式第四号中「第1条の3第2項」を「第54条第2項」に改める。  
様式第五号中「電話」を「電話番号」に、「第21条」を「第71条」に改め、「命令 第 甲 目 日」を削る。

様式第六号中「第21条」を「第71条」に改める。

(秋田県漁港管理条例施行規則の一部改正)

第二条 秋田県漁港管理条例施行規則(昭和四十四年秋田県規則第四十号)の一部を次のように改正する。

第二条第二号中「第四条」を「第六条」に改める。

(秋田県公害防止条例施行規則の一部改正)

第三条 秋田県公害防止条例施行規則(昭和四十六年秋田県規則第六十二号)の一部を次のように改正する。

第二十三条第一号中「第五条第一号」を「第三十五条第一号」に改め、同表第二号中「第五条第二号」を「第三十五条第二号」に改める。

(知事の権限に属すると畜並びに食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する事務を食肉衛生検査所長に委任する規則の一部改正)

第四条 知事の権限に属すると畜並びに食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する事務を食肉衛生検査所長に委任する規則(昭和五十五年秋田県規則第十七号)の一部を次のように改正する。

別表第三号(一中「第十七条第一項」を「第二十八条第一項」に改め、同号(二)中「第十九条第二項」を「第三十条第二項」に改め、同号(三)中「第二十二条」を「第五十四条」に、「執る」を「とる」に改める。

(秋田県バリアフリー社会の形成に関する条例施行規則の一部改正)

第五条 秋田県バリアフリー社会の形成に関する条例施行規則(平成十四年秋田県規則第六十七号)の一部を次のように改正する。

別表第一第一号の表十二の項中「第五条第一号」を「第三十五条第一号」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第一条中食品衛生法施行細則第五条の改正規定は、平成十六年三月三十一日から施行する。

秋田県小規模水道条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十六年三月二十六日

秋田県知事 寺 田 典 城

秋田県規則第十三号

秋田県小規模水道条例施行規則の一部を改正する規則

秋田県小規模水道条例施行規則(昭和三十五年秋田県規則第三十一号)の一部を次のように改正する。

第二条中「平成四年厚生省令第六十九号」を「平成十五年厚生労働省令第百一号」に、「同表の下欄に掲げる」を「厚生労働大臣が定める」に、「中欄」を「下欄」に改める。

第九条第一項を次のように改める。

条例第十二条第一項の規定により行う定期の水質検査は、三月ごとに行うものとする。

第九条第二項を同条第四項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

2 前項の水質検査に供する水の採取の場所は、給水栓を原則とし、水道施設の構造等を考慮して、当該小規模水道により供給される水が水質基準に適合するかどうかを判断できる場所を選定しなければならない。

3 第一項の水質検査は、省令の表一の項、二の項、十の項、三十三の項、三十六の

項から三十九の項まで及び四十五の項から五十の項までの上欄に掲げる事項並びに消毒の残留効果について行わなければならない。

第九条に次の一項を加える。

5 第二項の規定は、前項の水質検査の場合について準用する。

附 則

この規則は、平成十六年四月一日から施行する。

秋田県営自然公園施設管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十六年三月二十六日

秋田県知事 寺 田 典 城

秋田県規則第十四号

秋田県営自然公園施設管理規則の一部を改正する規則

秋田県営自然公園施設管理規則（昭和五十三年秋田県規則第十九号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項の表中、「五月一日」を「四月二十八日」に、「午前九時」を「午前八時三十分」に、「午後四時」を「午後五時」に、「十一月三十日」を「十一月四日」に改める。

第五条第一項の表秋田県営こめつが山荘の項を削る。

様式第一号及び様式第二号中、「こめつが山荘」を削る。

附 則

この規則は、平成十六年四月一日から施行する。

秋田県の景観を守る条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十六年三月二十六日

秋田県知事 寺 田 典 城

秋田県規則第十五号

秋田県の景観を守る条例施行規則の一部を改正する規則

秋田県の景観を守る条例施行規則（平成五年秋田県規則第四十三号）の一部を次のように改正する。

第八条中第二号を削り、第三号を第二号とし、第四号から第十五号までを一号ずつ繰り上げ、第十四号の次に次の一号を加える。

十五 独立行政法人労働者健康福祉機構

第八条中第十六号を削り、第十七号を第十六号とし、第十八号を第十七号とする。

附 則

この規則は、平成十六年四月一日から施行する。

秋田県高度技術研究所条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。  
平成十六年三月二十六日

秋田県知事 寺 田 典 城

秋田県規則第十六号

秋田県高度技術研究所条例施行規則の一部を改正する規則

秋田県高度技術研究所条例施行規則（平成四年秋田県規則第四十九号）の一部を次のように改正する。

別表査型磁気・光効果測定装置の項の次に次のように加える。

マイクロオージェ電子分光装置	八、八五〇円
----------------	--------

別表磁歪測定器の項の次に次のように加える。

超高真空多元スパッタ装置	五、八五〇円
--------------	--------

別表ウェーハ微細加工システムの項の次に次のように加える。

ナノ加工用イオンビームエッチング装置	三、九〇〇円
--------------------	--------

別表多元スパッタ装置の項の次に次のように加える。

MEMS対応型マスクライナ	一、九〇〇円
---------------	--------

附 則

この規則は、平成十六年四月一日から施行する。

秋田県職場適応訓練委託規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十六年三月二十六日

秋田県知事 寺 田 典 城

秋田県規則第十七号

秋田県職場適応訓練委託規則の一部を改正する規則

秋田県職場適応訓練委託規則（昭和三十八年秋田県規則第五十号）の一部を次のように改正する。

第十四条第一項第三号中、「第十二条」を「第二十条」に改める。

附 則



この規則は、公布の日から施行する。

秋田県港湾施設管理条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十六年三月二十六日

秋田県知事 寺田典城

秋田県規則第十八号

秋田県港湾施設管理条例施行規則の一部を改正する規則

秋田県港湾施設管理条例施行規則（昭和三十四年秋田県規則第三十二号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項の表マリーナ施設以外の港湾施設の項中「及び移動式施設」を削り、同条に次の一項を加える。

6 条例第十三条第一項の規定により船川港金川多目的広場の管理を指定管理者に行わせる場合にあつては、船川港金川多目的広場の使用に係る許可を受けようとする者は、指定管理者の定めるところにより、その使用に係る申請書を指定管理者に提出しなければならない。当該許可に係る事項を変更しようとするときも、同様とする。

第八条中「、管理受託者」を「管理受託者が、船川港金川多目的広場の管理に關し必要な事項は指定管理者」に改め、同条を第十四条とし、第七条を第十三条とする。

第六条中「とし、移動式荷役機械の使用時間の計算はエンジンの回転を開始したときからエンジンの回転を停止したときまでの時間によるもの」を削り、同条を第十二条とし、第五条を第十一条とし、第四条の次に次の六条を加える。

(準用)

第五条 前二条の規定は、船川港金川多目的広場の管理を指定管理者に行わせる場合について準用する。この場合において、これらの規定中「知事」とあるのは「指定管理者」と、「第一条及び第二条」とあるのは「第一条」と読み替えるものとする。

(開場期間)

第六条 球技場の開場期間は、四月一日から十一月三十日までとする。

2 知事は、特に必要があると認めるときは、前項に定める開場期間を変更することがある。

(開場時間)

第七条 球技場の開場時間は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める時間とする。

- 一 四月一日から五月三十一日まで及び九月一日から十一月三十日まで 午前八時から午後五時まで

- 二 六月一日から八月三十一日まで 午前八時から午後六時まで
- 2 知事は、特に必要があると認めるときは、前項に定める開場期間を変更することがある。

(指定管理者の指定の申請)

第八条 条例第十三条第二項の申請は、知事が定める期間内に、団体の名称、住所及び代表者の氏名を記載した申請書を知事に提出して行うものとする。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- 一 定款若しくは寄附行為及び法人の登記簿の謄本又はこれらに準ずる書類
- 二 申請の日の属する事業年度の前事業年度に係る事業活動の概要を記載した書類、財産目録、貸借対照表及び収支決算書又はこれらに準ずる書類

三 指定管理者の指定の期間に係る年度ごとの船川港金川多目的広場の管理の実施計画書及び収支予算書

四 前三号に掲げるもののほか、知事が必要と認める書類

(指定管理者に管理を行わせる場合の開場期間等)

第九条 船川港金川多目的広場の管理を指定管理者に行わせる場合の球技場の開場期間及び開場時間は、第六条第一項及び第七条第一項に規定する開場期間及び開場時間を基準として指定管理者があらかじめ知事の承認を受けて定めるものとする。これらを変更しようとするときも、同様とする。

2 指定管理者は、特に必要があると認めるときは、前項の規定による開場期間又は開場時間を臨時に変更することができる。

3 指定管理者は、第一項の規定により開場期間及び開場時間を定め、又は前項の規定によりこれらを変更したときは、その開場期間及び開場時間を船川港金川多目的広場内の公衆の見やすい場所に掲示するほか、必要な周知に努めなければならない。

(利用料金の承認の申請)

第十条 指定管理者は、条例第十七条第一項の規定により利用料金の承認を受けようとするときは、利用の区分、利用料金の額及びその算定根拠を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

様式第二号(2)中「球技場開場時間」を「開場時間」に、

使用場所	使用目的	種別
------	------	----

1 固定式荷役機械（ベルトコンベヤ）	
2 動式走行式荷役機械（アンローダ）	

を  
海田田寺

に改め、同様式(4)を削る。

附 則

この規則は、平成十六年四月一日から施行する。ただし、第一条に一項を加える改正規定及び第四条の次に六条を加える改正規定（第五条から第七条まで並びに第九条第二項及び第三項に係る部分に限る。）は、秋田県港湾施設管理条例の一部を改正する条例（平成十六年秋田県条例第三十号）の施行の日から施行する。

訓 令

秋田県訓令第一号

庁 中 一 般  
地方労働委員会

秋田県地方労働委員会事務局処務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。  
平成十六年三月二十六日

秋田県知事 寺 田 典 城

秋田県地方労働委員会事務局処務規程の一部を改正する訓令  
秋田県地方労働委員会事務局処務規程（昭和三十年秋田県訓令甲第十二号）の一部を次のように改正する。

「地方公営企業等の労働関係に関する法律」に改める。  
第二条第十九号及び第二十号並びに第三条第二号中「地方公営企業労働関係法」を

附 則

この訓令は、平成十六年四月一日から施行する。

公 告

県が設置する公の施設における指定管理者を次のとおり募集する。

平成十六年三月二十六日

秋田県知事 寺 田 典 城

一 指定管理者に管理を行わせる公の施設の概要

(一) 名称

船川港金川多目的広場（以下「多目的広場」という。）

(二) 場所

男鹿市船川港船川字海岸通り一号二十番地

(三) 敷地面積

約十二万五千平方メートル

(四) 主な施設

球技場（面積約一万五千平方メートル）、放送室（一室）、シャワー室（二室）

(五) 開設日

平成十六年八月上旬（予定）

二 指定管理者が行う業務

(一) 多目的広場に係る使用の許可、使用の許可の取消し並びに使用の停止及び使用場所の変更に関する業務

(二) 多目的広場の維持管理に関する業務

(三) 多目的広場の利用の促進に関する業務

(四) その他知事が必要と認める業務

三 指定管理者の指定の期間

開設日から平成二十一年三月三十一日まで（予定）

四 指定管理者の指定を受けようとするものに必要な資格

法人その他の団体であること。

五 申請の手続

(一) 申請書類

指定管理者の指定を受けようとするものは、申請書に次に掲げる書類を添えて提出すること。

(1) 定款若しくは寄附行為及び法人の登記簿の謄本又はこれらに準ずる書類

(2) 申請の日の属する事業年度の前事業年度に係る事業活動の概要を記載した書類、財産目録、貸借対照表及び収支決算書又はこれらに準ずる書類

(3) 指定管理者の指定の期間に係る年度ごとの多目的広場の管理の実施計画書及び収支予算書

(二) 提出場所

郵便番号〇一〇 八五七〇 秋田市山王四丁目一番一号

(三) 秋田県建設交通部港湾空港課調整・管理班(電話〇一八 八六〇 二五四一) 提出期限  
平成十六年四月三十日(金)午後五時十五分まで

六 指定管理者の候補の選定

(一) 五(一)により提出された書類を審査し、次の基準に適合していると認められるもののうちから指定管理者の候補を選定する。

(1) 職員、収支その他の事項についての多目的広場の管理の実施に関する計画が当該管理の適正かつ確実な実施のために適切なものであること。

(2) (1)の計画を適正かつ確実に実施するに足りる経理的及び技術的な基礎を有するものであること。

(二) 選定は、平成十六年五月中旬に行い、その結果については、書面により速やかに通知する。

七 募集要項の交付

五(二)に掲げる場所で、秋田県の休日を定める条例(平成元年秋田県条例第二十九号)第一条第一項に規定する休日を除き、平成十六年四月一日(木)から同月三十日(金)までの午前八時三十分から午後五時十五分まで交付する。

郵送で交付を求める場合は、二百円切手をはった返信用封筒を同封すること。

八 説明会

(一) 日時

平成十六年四月九日(金)午前十時

(二) 場所

秋田市山王四丁目一番一号 秋田県庁七階七十一会議室

(三) その他

説明会への参加を希望するものは、事前に九(五)に連絡すること。

九 その他

(一) 指定管理者の候補の選定に当たり、申請者に対して、申請書及び添付書類の内容について説明を求めることがある。

(二) 指定管理者の候補に選定されたものを、県議会の議決を経て、指定管理者に指定する。

(三) 多目的広場に係る利用料金は、県が定める上限額の範囲内で指定管理者が知事の承認を受けて額を定め、自己の収入として収受する。

(四) 多目的広場の管理の業務に係る委託料は、支払わない。

五(二)に同じ。

議 会 告 示

秋田県議会告示第二号

政治倫理の確立のための秋田県議会議員の資産等の公開に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成十六年三月二十六日

秋田県議会議長 鈴木洋一

改正する規程  
政治倫理の確立のための秋田県議会議員の資産等の公開に関する規程の一部を

政治倫理の確立のための秋田県議会議員の資産等の公開に関する規程(平成七年秋田県議会告示第一号)の一部を次のように改正する。

様式第三号中「政務官」を「事務官」に改める。

附 則

この規程は、平成十六年三月二十六日から施行する。

購読料金 一月三千五百円

発行者 秋田県  
秋田市山王四丁目一番一号

印刷者 印刷所

秋田県山王七丁目五番二十九号  
株式会社 松原印刷社  
電話(0862)8766 F A X(0863)0005  
E-mail:matsubara@matsubarainatsu.co.jp  
秋田市山王七丁目五番二十九号  
松原繁雄